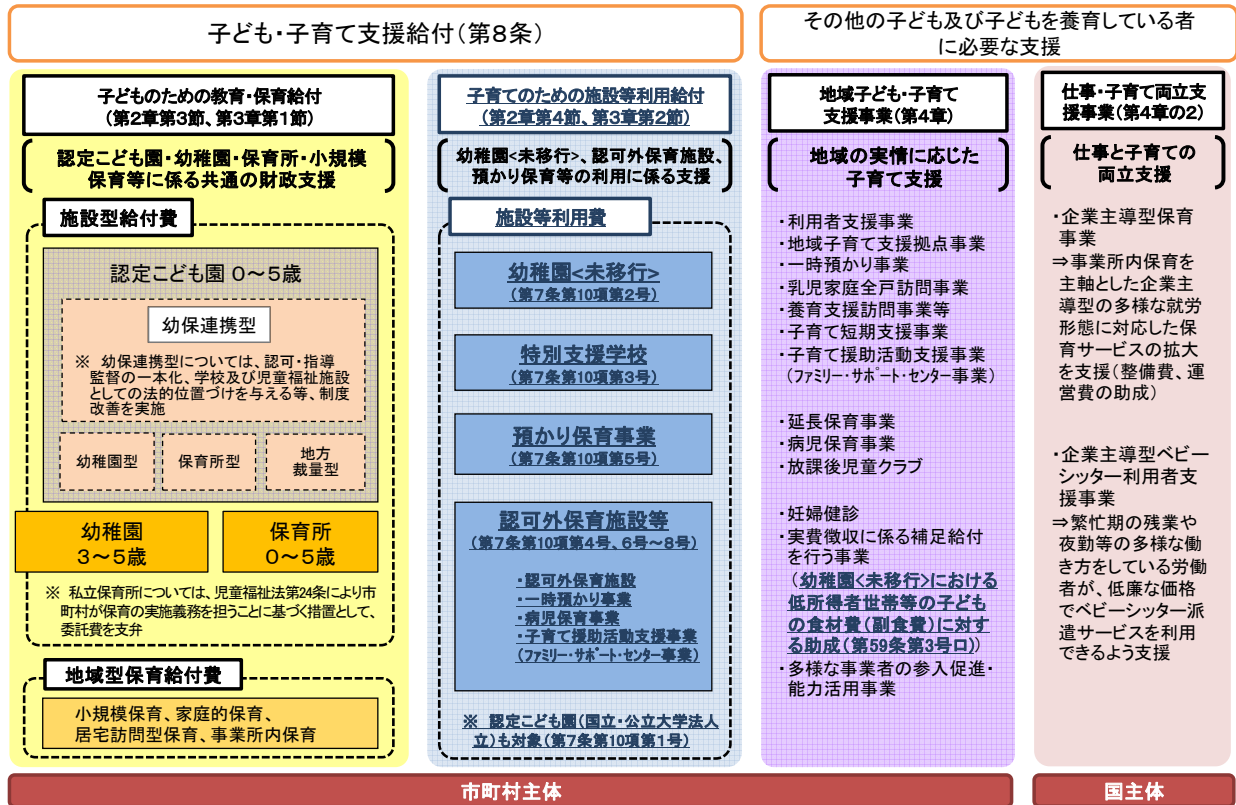


# 第4章 事業量の見込みと確保方策

## 1 子ども・子育て支援新制度について

### 子ども・子育て支援新制度の全体像



### 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分(支給要件)

認定区分 (支給要件)	保育必要量	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの	教育標準時間	幼稚園(新制度) 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

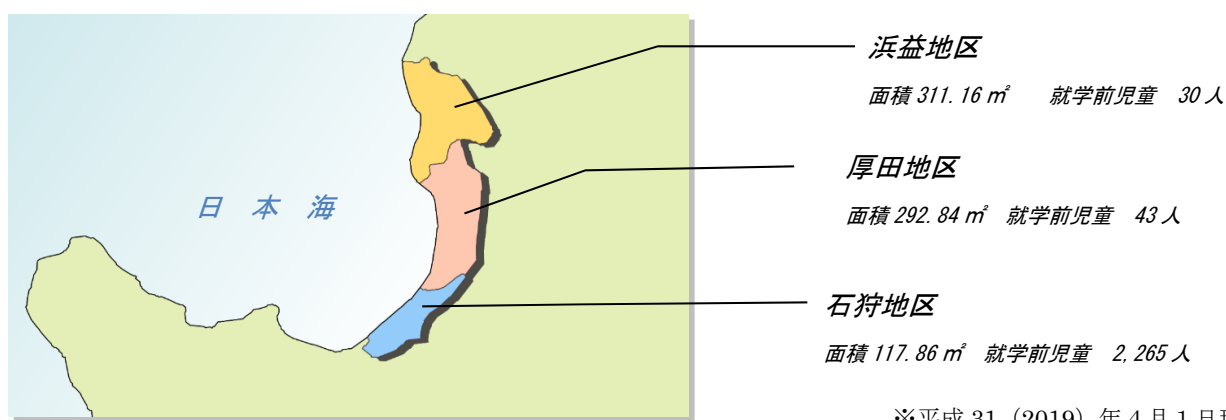
## 2 提供区域の設定

### ■教育・保育提供区域の設定

本市においては、地理的条件、人口、交通事情のほか、現在の厚田区、浜益区においては、地域の特色を生かした地域自治を実践していることを踏まえ、石狩、厚田、浜益の旧行政区域を教育・保育提供区域として設定します。

### ■教育・保育提供区域と事業の分類

利用者が日常的に利用する事業や施設を設置して実施する事業については、教育・保育提供区域ごとに設定することとし、年間数回しか利用しないような事業や、必ずしも区域内に施設等を設置する必要性が低い事業については、市全域で「量の見込み」「確保方策」を設定することとします。



※平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現

在

#### 【区域ごとに設定する事業】

1. 教育・保育事業 (1号認定、2号認定、3号認定)
2. 延長保育事業
3. 放課後児童健全育成事業

#### 【市全域で設定する事業】

- |                |                                     |
|----------------|-------------------------------------|
| 1. 利用者支援事業     | 6. 一時預かり事業                          |
| 2. 子育て短期支援事業   | 7. 病児・病後児保育事業                       |
| 3. 乳児家庭全戸訪問事業  | 8. 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター) |
| 4. 養育支援訪問事業    | 9. 妊婦健康診査                           |
| 5. 地域子育て支援拠点事業 |                                     |

### 3 子どもの人口の見通し

コーホート変化率法により児童数を推計しました。前計画期間中（平成 27 年度～令和元年度）においては、宅地開発によって樽川地区の人口が増加した影響もあり、想定よりも就学前児童数の減少は緩やかに推移していましたが、今後、その影響は縮小すると見込んでいます。

また、25～39 歳の女性人口が減っていることから、出生率が横ばいでも、出生数は減る見込みです。このことから、全地区においても、児童人口の減少が見込まれます。

なお、他の計画における人口推計とは手法が違うことから、他の計画の推計値とは必ずしも一致しません。

各年 4 月 1 日現在

合 計						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	297	282	272	260	254	252
1歳	362	318	303	293	281	275
2歳	372	372	332	314	304	292
3歳	449	392	390	349	331	321
4歳	431	457	403	399	357	340
5歳	427	439	465	411	406	365
0～2小計	1,031	972	907	867	839	819
3～5小計	1,307	1,288	1,258	1,159	1,094	1,026
0～5小計	2,338	2,260	2,165	2,026	1,933	1,845
6～8小計	1,444	1,391	1,369	1,375	1,357	1,324
9～11小計	1,624	1,561	1,467	1,439	1,390	1,360
6～11小計	3,068	2,952	2,836	2,814	2,747	2,684
12～14小計	1,741	1,663	1,669	1,614	1,551	1,462
15～17小計	1,719	1,764	1,771	1,716	1,641	1,649
0～17計	8,866	8,639	8,441	8,170	7,872	7,640

石狩地区						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	284	272	262	250	244	242
1歳	349	305	293	283	271	265
2歳	362	360	317	304	294	282
3歳	434	382	378	335	321	311
4歳	418	442	392	386	342	330
5歳	418	426	450	400	393	350
0～2小計	995	937	872	837	809	789
3～5小計	1,270	1,250	1,220	1,121	1,056	991
0～5小計	2,265	2,187	2,092	1,958	1,865	1,780
6～8小計	1,405	1,356	1,330	1,329	1,310	1,280
9～11小計	1,588	1,523	1,429	1,400	1,356	1,324
6～11小計	2,993	2,879	2,759	2,729	2,666	2,604
12～14小計	1,691	1,623	1,631	1,579	1,513	1,423
15～17小計	1,663	1,715	1,729	1,678	1,610	1,619
0～17計	8,612	8,404	8,211	7,944	7,654	7,426

厚田地区						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	9	6	6	6	6	6
1歳	6	9	6	6	6	6
2歳	6	6	11	6	6	6
3歳	10	6	6	10	6	6
4歳	7	10	7	7	11	6
5歳	5	7	10	7	7	11
0～2小計	21	21	23	18	18	18
3～5小計	22	23	23	24	24	23
0～5小計	43	44	46	42	42	41
6～8小計	23	19	22	30	31	28
9～11小計	18	23	23	23	19	21
6～11小計	41	42	45	53	50	49
12～14小計	34	23	20	19	24	24
15～17小計	37	35	29	25	19	18
0～17計	155	144	140	139	135	132

浜益地区						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	4	4	4	4	4	4
1歳	7	4	4	4	4	4
2歳	4	6	4	4	4	4
3歳	5	4	6	4	4	4
4歳	6	5	4	6	4	4
5歳	4	6	5	4	6	4
0～2小計	15	14	12	12	12	12
3～5小計	15	15	15	14	14	12
0～5小計	30	29	27	26	26	24
6～8小計	16	16	17	16	16	16
9～11小計	18	15	15	16	15	15
6～11小計	34	31	32	32	31	31
12～14小計	16	17	18	16	14	15
15～17小計	19	14	13	13	12	12
0～17計	99	91	90	87	83	82

## 4 教育・保育給付対象事業

次ページには、旧行政区にもとづく提供区域3区ごとの、計画期間内の量の見込みと確保方を記載します。全体として、令和元年（2019年）10月からの幼児教育・保育の無償化の影響により、保育の需要は増える見込みですが、児童人口の減少にともない量の見込みは減少していく傾向にあります。

現行の提供体制の維持を基本としつつ、児童人口に大きな増減が生じた場合には、柔軟な対応ができるよう、人口の推移を注視するものとします。

### ■石狩地区

課 題：2号・3号の確保体制に不足があります。

確保方策：全ての園が認定こども園に移行したことから、認定区分ごとの利用定員の設定を変更することが可能です。さらに、利用定員の弾力運用などを活用することにより、見込み量を受容することができます。

### ■厚田地区・浜益地区

課 題：区域面積が広く、他地区との保育事業統合などは検討困難なため、本地区内で充足させるしかありません。

確保方策：現行のへき地保育所を維持することを基本とします。

### 認定区分の説明

認定区分	対象	利用先
1号（教育標準時間認定）	お子さんが満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号（保育認定）	お子さんが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所、認定こども園
3号（保育認定）	お子さんが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所、認定こども園、地域型保育

認定区分	対象年齢	
認定こども園		
地域型保育事業所		
へき地保育所		

事業量見込みと確保方策（教育・保育給付対象事業）

		R2					R3					R4					R5					R6					
		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		合計	
		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	合計	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	合計	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	合計	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	合計	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	合計	
市全体	①量の見込み (必要利用定員総数)	522	756	150	397	1,825	512	736	144	390	1,782	475	674	138	400	1,687	451	633	134	385	1,603	426	593	133	373	1,525	
	②確保の内容	教育・保育施設	769	492	93	360	1,714	769	492	93	360	1,714	769	492	93	360	1,714	769	492	93	360	1,714	769	492	93	360	1,714
		地域型保育 (原則0~2歳)	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25
		認可外保育 (へき地保育)	114	0	0	6	120	114	0	0	6	120	64	0	0	6	70	64	0	0	6	70	64	0	0	6	70
	②-①	361	-264	-52	-11	34	371	-244	-46	-4	77	358	-182	-40	-14	122	382	-141	-36	1	206	407	-101	-35	13	284	
石狩	①量の見込み (必要利用定員総数)	494	756	150	391	1,791	484	736	144	384	1,748	447	674	138	394	1,653	423	633	134	379	1,569	398	593	133	367	1,491	
	②確保の内容	教育・保育施設	769	492	93	360	1,714	769	492	93	360	1,714	769	492	93	360	1,714	769	492	93	360	1,714	769	492	93	360	1,714
		地域型保育 (原則0~2歳)			2	4	6			2	4	6			2	4	6			2	4	6			2	4	6
		②-①	275	-264	-55	-27	-71	285	-244	-49	-20	-28	322	-182	-43	-30	67	346	-141	-39	-15	151	371	-101	-38	-3	229
厚田	①量の見込み (必要利用定員総数)	14	0	0	3	17	14	0	0	3	17	14	0	0	3	17	14	0	0	3	17	14	0	0	3	17	
	②確保の内容	教育・保育施設					0					0					0					0					0
		地域型保育 (原則0~2歳)			3	16	19			3	16	19			3	16	19			3	16	19			3	16	19
		認可外保育 (へき地保育)	50				50	50				50					0					0					0
②-①	36	0	3	13	52	36	0	3	13	52	-14	0	3	13	2	-14	0	3	13	2	-14	0	3	13	2		
浜益	①量の見込み (必要利用定員総数)	14	0	0	3	17	14	0	0	3	17	14	0	0	3	17	14	0	0	3	17	14	0	0	3	17	
	②確保の内容	教育・保育施設					0					0					0					0					0
		地域型保育 (原則0~2歳)					0					0					0					0					0
		認可外保育 (へき地保育)	64	0		6	70	64	0		6	70	64	0		6	70	64	0		6	70	64	0		6	70
②-①	50	0	0	3	53	50	0	0	3	53	50	0	0	3	53	50	0	0	3	53	50	0	0	3	53		

## 5 地域子ども・子育て支援事業

### （1）利用者支援事業

#### ■事業内容

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、子どもや保護者、妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

#### ■実施状況と今後の方向性・確保方策

基本型については、市役所本庁舎に子育てコンシェルジュを配置し、母子保健型については、総合保健センターりんくるに母子保健コーディネーターを配置して実施しています。

今後も、基本型と母子保健型の連携により、利用者支援事業を実施していくこととします。

		平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
基本型	需要量見込み(ヶ所)	1	1	1	1	1	1
	確保の内容(ヶ所)	1	1	1	1	1	1
母子保健型	需要量見込み(ヶ所)	1	1	1	1	1	1
	確保の内容(ヶ所)	1	1	1	1	1	1

基本型…各種子育て支援施策等に関する情報提供を行う。

母子保健型…保健師等の専門職が母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、支援を行う。

**（２）延長保育事業****■事業内容**

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

**■実施状況と今後の方向性・確保方策**

市内保育所（認定こども園保育所部含む）全園で実施しています。

教育・保育提供区域と同区分にて提供体制を考えるため、旧行政区別に現在の実施状況を継続します。

石狩地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	532 人	752 人	733 人	699 人	665 人	634 人
②確保の内容	13 ヶ所 941 人	14 ヶ所 945 人	14 ヶ所 945 人	14 ヶ所 945 人	14 ヶ所 945 人	14 ヶ所 945 人

厚田地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	9 人	9 人	8 人	8 人	8 人	7 人
②確保の内容	2 ヶ所 120 人	2 ヶ所 69 人	2 ヶ所 69 人	1 ヶ所 19 人	1 ヶ所 19 人	1 ヶ所 19 人

浜益地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	1 人	4 人	3 人	3 人	3 人	3 人
②確保の内容	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人

**（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業**

■事業内容と実施状況

市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

**（４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

■事業内容と実施状況

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。



（5）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■事業内容

保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

今回実施したニーズ調査等からも本市は両親がともに働いている割合は高く、また平成 27 年に利用できる学年が 6 年生まで拡大されたことに伴い、高学年でのクラブ利用も年々増加していることから、今後利用者数がさらに増加することが考えられます。特に南線小学校区や紅南小学校区において、ニーズ超過が見込まれるため、余裕教室等の状況を把握し、定員の拡大やクラブの増設を検討していきます。また、石狩の他地区においては、受入れの弾力運用や児童館等によるその他の放課後対策事業（放課後子ども総合プラン参照）により対応して参ります。

厚田・浜益地区においては、保育園開放により放課後の居場所機能を確保します。

石狩地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
量の見込み 1 年生	171 人	182 人	186 人	200 人	177 人	180 人
2 年生	196 人	177 人	165 人	171 人	181 人	164 人
3 年生	147 人	128 人	127 人	123 人	124 人	136 人
4 年生	67 人	76 人	77 人	78 人	81 人	85 人
5 年生	21 人	23 人	26 人	25 人	35 人	37 人
6 年生	3 人	12 人	15 人	15 人	24 人	28 人
①量の見込み	605 人	598 人	596 人	612 人	622 人	630 人
②確保の内容	600 人 (19 クラブ)	615 人 (20 クラブ)	615 人 (20 クラブ)	635 人 (21 クラブ)	635 人 (21 クラブ)	635 人 (21 クラブ)

厚田地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	2 人	4 人	4 人	5 人	5 人	4 人
②確保の内容	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)

浜益地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	-人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
②確保の内容	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)

<石狩地区内訳>

(単位：人)

小学校区	定員	区分	H30	R02	R03	R04	R05	R06
石狩	25	低学年	9	6	8	11	9	7
		高学年	1	1	1	0	1	1
				18	16	14	15	17
花川	70	低学年	53	49	46	47	43	43
		高学年	12	14	15	14	17	16
				7	9	9	10	11
生振	0	低学年	0	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0
南線	165	低学年	153	152	156	163	150	146
		高学年	25	34	34	38	45	50
				▲ 21	▲ 25	▲ 36	▲ 30	▲ 31
花川南	100	低学年	96	93	87	89	93	101
		高学年	11	18	17	18	22	22
				▲ 11	▲ 4	▲ 7	▲ 15	▲ 23
紅南	75	低学年	70	69	68	76	78	85
		高学年	17	18	22	19	23	24
				▲ 12	▲ 15	▲ 20	▲ 26	▲ 34
八幡	25	低学年	10	7	8	9	12	8
		高学年	1	2	1	1	1	2
				16	16	15	12	15
緑苑台	90	低学年	76	67	62	57	49	43
		高学年	16	14	16	16	17	18
				9	12	17	24	29
双葉	50	低学年	47	44	43	42	48	47
		高学年	8	10	12	12	14	17
				▲ 4	▲ 5	▲ 4	▲ 12	▲ 14
計	600	低学年	514	487	478	494	482	480
		高学年	91	111	118	118	140	150

605 598 596 612 622 630

※定員：紅南小 (R2 げんきっ子+15)

南線小 (R4 おおぞら廃止 (1クラブ▲40)、樽川地区新設 (30×2クラブ=60))

**（6）子育て短期支援事業（ショートステイ）**

■事業内容

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	0人日	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
②確保の内容 (年間延べ)	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日	2ヶ所 14人日

**（7）赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）**

■事業内容

保健師等の専門職員が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

母親のメンタルヘルス支援を重点に心身の健康状態と生活状況を把握し、個々に応じた生活や育児への支援を行っています。

積極的に、できるだけ早期(概ね4週間)に連絡し全戸訪問ができるように、訪問体制等強化を図ります。訪問時以外でも相談ができるよう相談窓口として、保健センターや子育て支援機関の周知を図るとともに、支援が必要な保護者に対しては関係機関や地域が連携して支えていきます。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	299人 (309人)	282人	272人	260人	254人	252人
②確保の内容	全戸訪問の実施					

**（８）養育支援訪問事業**

■事業内容

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援を実施することにより、当該家庭において適切な養育の実施を確保すること等を目的とします。

乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）などをきっかけとして、養育支援が必要と考えられる家庭に対し、専門的な訪問指導を継続的に実施する事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭に対し、安定した妊娠、出産、又は育児を迎えるための相談支援、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談支援などを行います。

実施に当たっては、石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）のケース対応会議を開催し、訪問支援の対象家庭の決定及び、具体的な支援の目標、支援の内容、期間、方法、訪問支援者等について支援計画を策定します。

	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	97 回 9 世帯	70 回 10 世帯	70 回 10 世帯	70 回 10 世帯	70 回 10 世帯	70 回 10 世帯
②確保の内容	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援					

**（９）地域子育て支援拠点事業**

■事業内容

乳幼児親子が、地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や講習、育児相談等を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

どこにも通園していない乳幼児の保護者が、親子交流や育児相談、子育てに関する情報にふれるなど、子育て支援拠点が地域で担う役割は非常に重要です。

働く親が増えていること、出生数が減少していることなどから、量の見込みは横ばいで推移すると想定しています。確保の総量としては充足していますが、樽川地区では、子育て支援拠点機能が空白地帯となっていることから、新たな設置が求められています。

	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み (月あたり延べ)	1,096 人日	1,030 人日	961 人日	1,124 人日	1,094 人日	1,073 人日
②確保の内容※ (月あたり延べ)	5 力所 1,725 人日	5 力所 1,283 人日	5 力所 1,283 人日	6 力所 1,439 人日	6 力所 1,439 人日	6 力所 1,439 人日

**(10) 一時預かり事業**

①幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型：在園児対象）

■事業内容

通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

本市では、市内全園（認定こども園幼稚園部）において実施しています。

現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	60,607 人日	60,897 人日	59,478 人日	54,798 人日	51,724 人日	48,509 人日
②確保の内容 (年間延べ)	12ヶ所 124,347 人日	13ヶ所 120,153 人日	13ヶ所 120,153 人日	13ヶ所 120,153 人日	13ヶ所 120,153 人日	13ヶ所 120,153 人日

②幼稚園以外での一時預かり事業（一般型等）

■事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内3箇所の認定こども園（保育所部）とファミリー・サポート・センターで実施しています。現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	504 人日	723 人日	693 人日	648 人日	619 人日	591 人日
認定こども園 (保育所部)	405 人日	542 人日	520 人日	486 人日	464 人日	443 人日
ファミリー・サポート ・センター	99 人日	181 人日	173 人日	162 人日	155 人日	148 人日
②確保の内容 (年間延べ)	4カ所 6,200 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日

**(11) 病児・病後児保育事業****■事業内容**

病気・病気回復期の児童が家庭で保育を受けることが困難な期間において一時的に保育をする事業です。

**■実施状況と今後の方向性・確保方策**

市内認定こども園（保育所部）1カ所（病後児対象）、ファミリー・サポート・センター1カ所（病児・病後児対象）で事業を実施しています。

現行体制の維持を基本としつつ、制度の周知に努めます。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	50人日	47人日	46人日	42人日	41人日	39人日
認定こども園 (保育所部)	12人日	11人日	11人日	10人日	10人日	9人日
ファミリー・サポート ・センター	38人日	36人日	35人日	32人日	31人日	30人日
②確保の内容 (年間延べ)	2カ所 1,216人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日

**(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）****■事業内容**

乳幼児や児童の一時預かりや送迎など、子育てのサポートを「受けたい人（依頼会員）」と「できる人（提供会員）」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行う事業です。

**■実施状況と今後の方向性・確保方策**

「10. 一時預かり事業（2）幼稚園以外での一時預かり事業（一般型）」と「11. 病児・病後児保育事業」に分類しているものもあり、ファミリー・サポート・センター事業としての量の見込みを把握するため、他事業に分類しているものを合算しました。

現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	339 人日	342 人日	331 人日	318 人日	308 人日	297 人日
幼稚園以外での一時預かり事業(一般型等)※1	99 人日	181 人日	173 人日	162 人日	155 人日	148 人日
病児・病後児保育事業 ※1	38 人日	36 人日	35 人日	32 人日	31 人日	30 人日
ファミリー・サポート・センター事業(就学児) ※2	202 人日	125 人日	123 人日	124 人日	122 人日	119 人日
②確保の内容 (年間延べ)	620 人日	494 人日	494 人日	494 人日	494 人日	494 人日

**(13) 妊婦健診事業（妊婦健康診査）****■事業内容**

妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦健康診査の公費による一部負担（妊婦一般健康診査 14 回分、超音波検査 6 回分）を実施する事業です。

**■実施状況と今後の方向性・確保方策**

標準的な妊婦一般健康診査 14 回及び超音波検査 6 回分の公費負担を継続しつつ、道と連携し公費負担内容の見直しを図ります。

	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	一般健康診査 3,296 人回	一般健康診査 3,198 人回	一般健康診査 3,084 人回	一般健康診査 2,948 人回	一般健康診査 2,880 人回	一般健康診査 2,858 人回
	超音波検査 1,529 人回	超音波検査 1,478 人回	超音波検査 1,436 人回	超音波検査 1,373 人回	超音波検査 1,341 人回	超音波検査 1,331 人回
	(300 人)	(282 人)	(272 人)	(260 人)	(254 人)	(252 人)
②確保の内容	すべての妊婦に対し、一般健康診査分 14 回、超音波検査 6 回分の公費負担を実施					



## 6 放課後子ども総合プラン

### ■放課後子ども総合プランとは

次代を担う人材を育成し、加えて共働きの家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省が連携し、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。このプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に事業の計画的な整備が進められてきたところです。

平成30年9月には、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした新・放課後子供総合プランが策定されました。

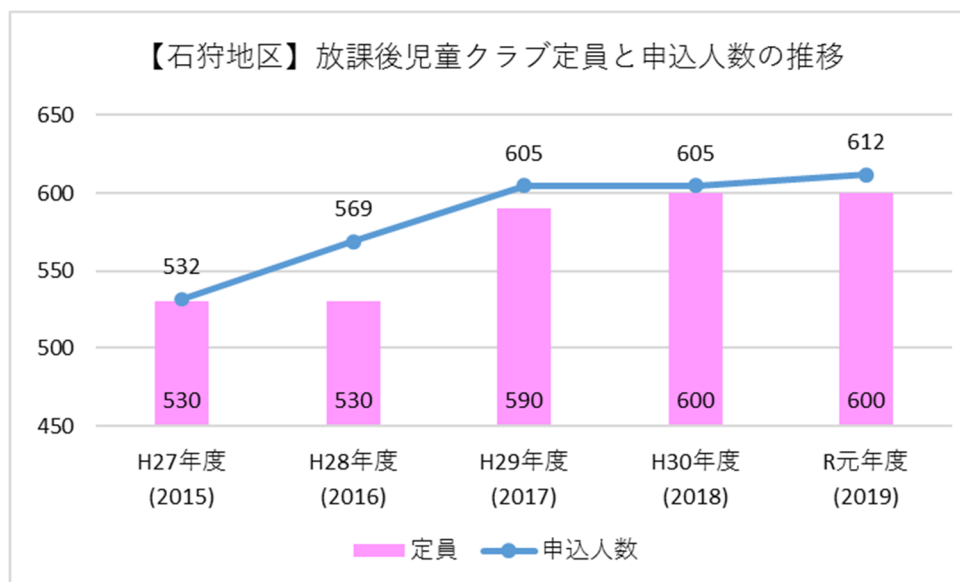
本市においても、国の方針に基づき、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させていきます。

### ■現状と課題

近年の女性の就業率上昇等により保護者がともに働く家庭が多くなっており、本市も例外ではありません。

保育所等を利用していた保護者が、子どもが小学校に入学することで働き方の変更を強いられることがないように、保護者が安心して働き、全ての子どもたちが放課後等に安全・安心に過ごすことができる支援体制の整備が求められています。

放課後児童クラブでは、これまで利用できる児童が小学3年生までとなっていました。平成27年の児童福祉法の改正により小学6年生まで拡大されてからは高学年の利用が年々増加しています。申込人数増を見込んで平成29年にクラブを増設し、定員も増やしましたが、見込みを上回る申込により定員超過の状態となっています。



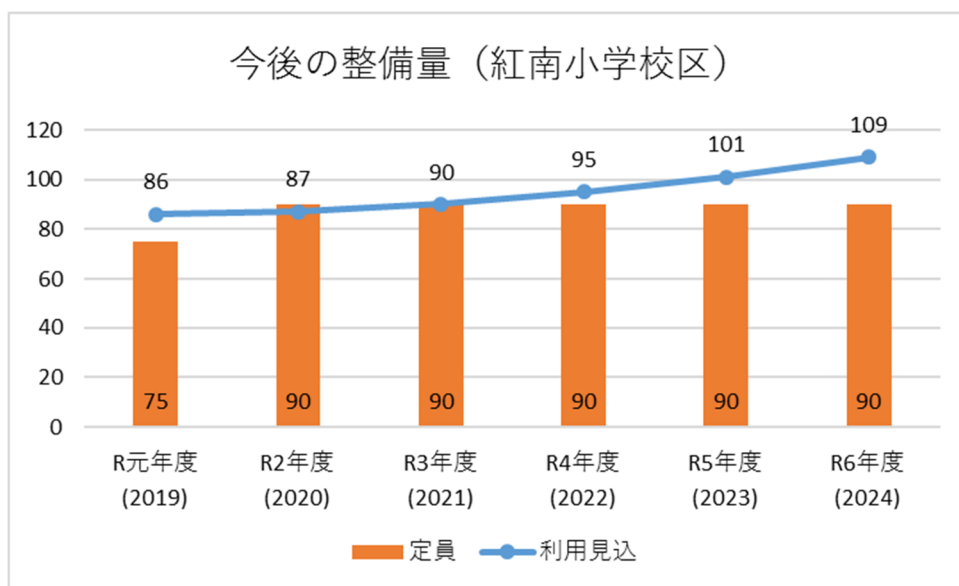
特に、樽川地区を抱える南線小学校区や児童館がない紅南小学校区では特に定員超過が大きく待機児童が発生しているため早急な対策が必要です。

放課後の居場所としての取組としては、市内4児童館（こども未来館、花川北児童館、おおぞら児童館、花川南児童館）の運営や八幡、聚富、浜益で学習や体験活動などを行う放課後子ども教室を実施しています。

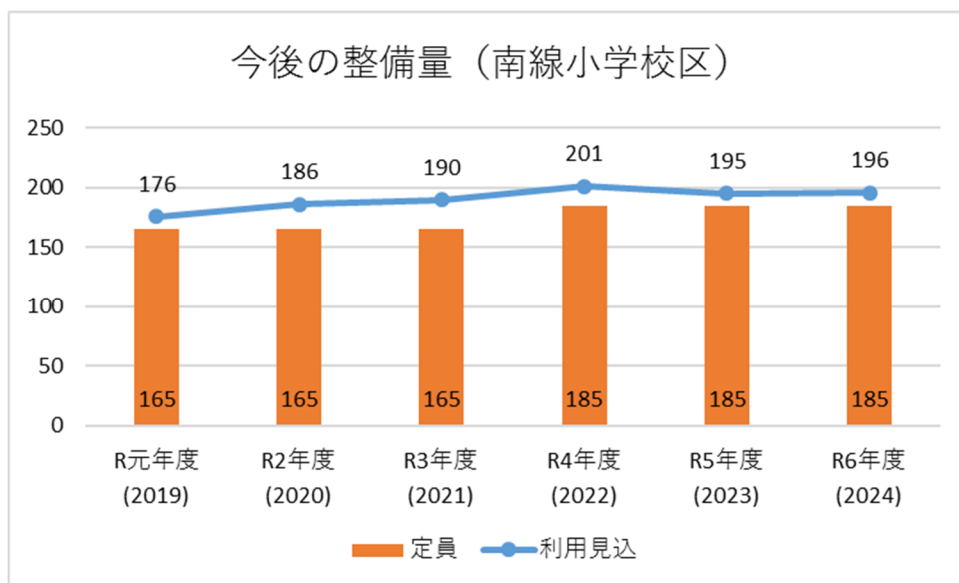
■実施事業と今後の方向性

○放課後児童クラブ

- ・慢性的な定員超過解消のため、定員の拡大やクラブの新設を行います。  
 児童館がない紅南小学校区において、利用教室を増やすことで定員の拡大を行います。また、児童が増えている樽川地区のニーズに答えるため、老朽化が激しいおおぞらクラブを廃止し、樽川地区に定員を拡大した放課後児童クラブを新設します。
- ・開所時間を延長します。  
 保護者の多様な就労状況に応じて、最大 19 時まで児童クラブの利用時間を延長します。
- ・子どもたちの自主性、社会性の向上を図ります。  
 クラブの生活において、基本的な生活習慣の習得に配慮し、行事や活動を通して子どもの自主性や社会性を育みます。



※R2年度 げんきっ子クラブ（1クラブ 45人 ⇒ 2クラブ（35+25）人） 15人増



※R4年度 おおぞらクラブ廃止（1クラブ 40人減）、樽川地区新設2クラブ（30+30）人 20人増

### ○児童館の柔軟な運営

- ・子どもの直接来館を実施します

児童館のある校区では、保護者の就労状況に応じて、子どもが一度帰宅しなくても直接児童館に来ることができる体制を整備し、放課後の居場所づくりを推進します。

### ○放課後子ども教室（児童館事業・あいかぜ寺子屋）

- ・児童館機能を活かし多様なプログラムを提供します。

学習支援や体験活動、交流活動など様々なプログラムを実施することで子どもたちの健全育成を図ります。

- ・学校や公共施設を活用しての実施を検討します。

すべての子どもたちが利用できるよう児童館以外の公共施設や学校での実施についても検討をしていきます。

### ○放課後児童クラブと放課後子ども教室等の一体的または連携した体制の推進

- ・児童館を拠点とした一体的体制を整理します

放課後児童クラブの子どもが児童館で行われる多様なプログラムに参加できる体制を推進します

- ・空き教室などの活用について検討します

学校支援地域本部において市内各学校の空き教室の状況を把握し、放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施について検討を行います

- ・すべての子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供します。

発達障害やいじめ、不登校など特別な配慮を必要とする子どもたちを適切に支援をするため、学校や家庭、関係機関などと協働体制を構築し、情報共有や連携をすることで、安心して過ごすことができる居場所とします。

